

建設工事従事者の労働災害防止に向けた 安全衛生経費への理解のお願い

工事発注の際は、安全衛生経費の確保による「安全・衛生を守る投資」を通じて
持続可能で信頼されるプロジェクト実施に向けたご協力をお願いします。

1 安全衛生経費とは

建設現場での労働災害を防止するための足場や換気装置等の仮設設備、保護帽やクールベスト等の保護具、各種安全教育費用等の必要な費用を指します。これらの費用が適切に確保され、適切な施工環境が整わない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。

【請負代金への安全衛生経費の適切な反映】



安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要とされる原価」に含まれます。また、労働安全衛生法第3条第3項では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等で安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

2 民間発注者としての取組推進のポイント

(1) 安全衛生経費の適切な反映

建設現場での安全衛生対策が適切に実施できるようにするため、請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているのか確認しましょう。

(2) 発注契約時の説明強化

契約時、元請に安全衛生経費の重要性を説明し、工事の元請・下請間で「確認表」や「標準見積書」が作成されるよう促すとともに、下請まで確実に経費が支払われるよう理解を共有しましょう。そのための資料としてこちらをご活用ください。



国土省・厚労省連名リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」等

元請・下請			一人親方等		
-------	--	--	-------	--	--

国土交通省ホームページ「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」にて詳細な情報をご覧ください▼

(二次元コード)



(URL)

https://www.mlit.go.jp/toc hi_fudousan_k ensetsugyo/c onst/anzenis ei.html

(3) 施工条件の変化への対応

途中で施工条件が変化した場合には、工期や経費についても適確に契約変更し、建設現場での安全衛生対策に支障が出ないようにしましょう。

令和7年5月14日公布改正労働安全衛生法等に係る施行通達(基発0514第1号厚生労働省労働基準局長通達記第2の(3))において、「注文内容の変更に伴って、教育・研究や機械等の検査等が新たに必要となる場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適用であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であること。」とされています。